

生駒市規則第 3 2 号

生駒市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 6 月 2 4 日

生駒市長 山下 真

生駒市公印規則の一部を改正する規則

生駒市公印規則（平成 9 年 3 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の専用公印の表の 7 の 8 の項中「乳幼児健康診査」の次に「及び予防接種」を加える。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。